

環境局都民の声窓口に寄せられた都民の声（令和2年4月分）

◆ 対応事例

対応事例 1

件名	産業廃棄物処理施設の現地確認について
概要	産業廃棄物処分の委託先業者に、処理施設の現地確認をしたいとお願いしたが、新型コロナウイルス感染防止の観点から訪問を控えるように要望された。どのように対応をしたらよいか。
対応	<p>排出事業者による産業廃棄物の処理状況の確認については、廃棄物処理及び清掃に関する法律第12条第7項で、「処理の状況に関する確認」を行い、「発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置」をするように努力義務として規定されています。</p> <p>基本的には、現地確認により行うことが望ましいと思われませんが、昨今の状況に鑑みると、処理施設の現状について写真・資料での確認や電話での情報収集を行っていただければ問題ございません。</p> <p>なお、収束後に処理施設の現地確認を行うことは適正処理の確保において有効であると考えられますので、是非ご検討ください。</p>

対応事例 2

件名	事業所のエネルギー消費に関する報告等について
概要	都内で事業所を経営・管理している。都には、事業者がエネルギー消費量等の報告を行う制度があると聞いたが、当事業所は対象になるのか。
対応	<p>都では、大規模事業所を対象とした「総量削減義務と排出量取引制度(キャップ&トレード制度)」、中小規模事業所を対象とした「地球温暖化対策報告書制度」を運用しております。</p> <p>まず、エネルギー使用量(燃料、熱、電気など)が、年間 1,500kL 以上(原油換算)となった事業所は、「総量削減義務と排出量取引制度」の対象となり、「地球温暖化対策計画書」を提出しなければなりません。</p> <p>次に、「総量削減義務と排出量取引制度」の対象外となったエネルギー使用量年間 30kL 以上 1,500kL 未満の事業所でも、同一事業者が都内に設置する複数の事業所等における合計が年間 3,000kL 以上となった場合、「地球温暖化対策報告書制度」の義務提出事業者となります。義務提出事業者は、各事業所の CO2 排出量と地球温暖化対策の状況を「地球温暖化対策報告書」として都に報告しなければなりません。なお、年間 3,000kL 未満の場合でも、任意で地球温暖化対策報告書を提出することは可能です。</p> <p>今回お伺いした内容ですと、貴社は両制度における義務提出の対象ではございませんが、事業所の増加等で対象になることもありますので、エネルギー使用量は引き続き注視していただきますようお願いいたします。</p> <p>・大規模事業所における対策 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/index.html</p> <p>・中小規模事業所を対象とした「地球温暖化対策報告書制度」 https://www8.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/ondanka/index.html</p>